

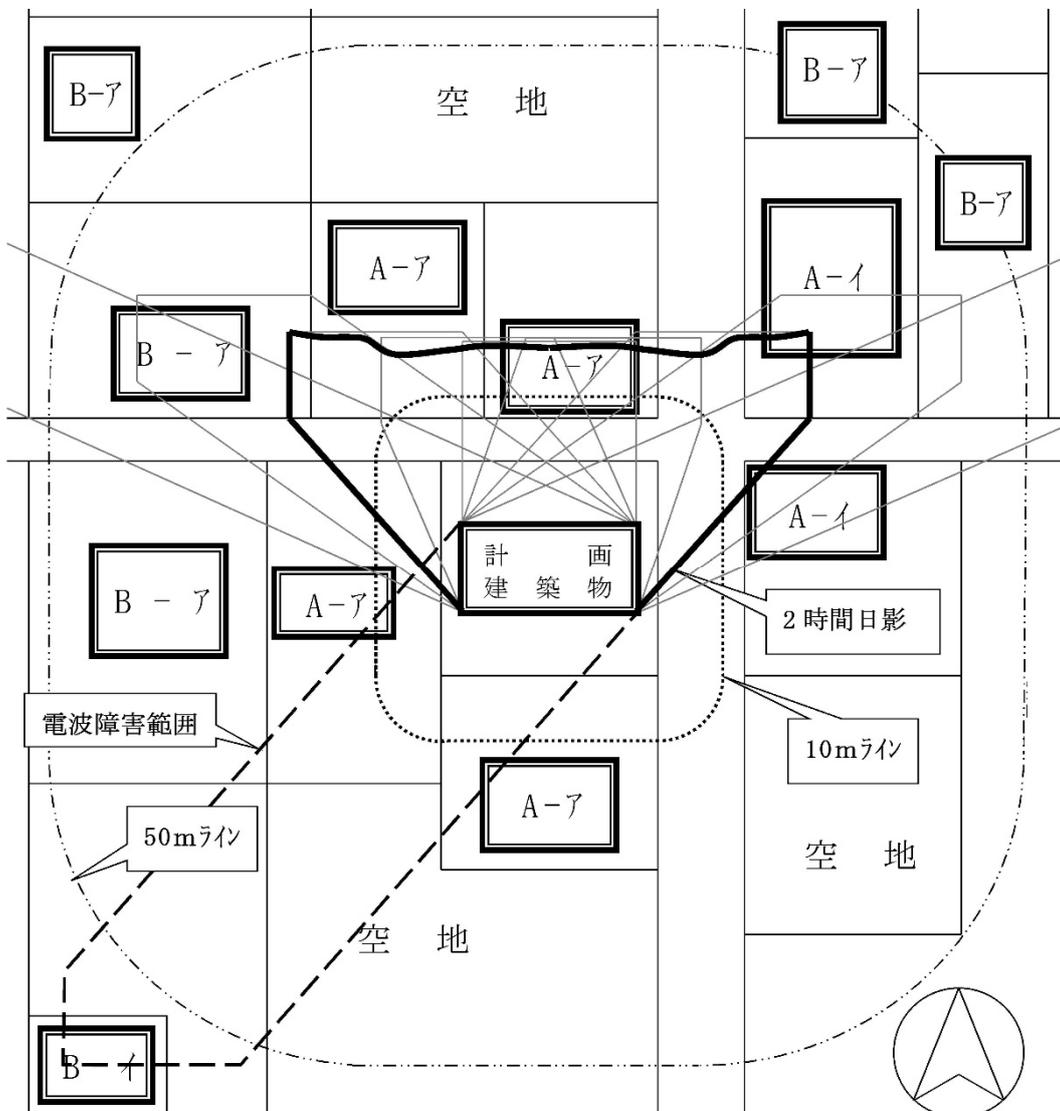
近隣関係者と周辺関係者とは

A 近隣関係者（建築主等に説明を義務づけています。）

- ア 中高層建築物の敷地境界線からの水平距離が 10m以下の敷地にある建築物の所有者及び居住者
- イ 中高層建築物の平均地盤面に、冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間において 2 時間以上日影となる建築物の居住者

B 周辺関係者（説明の要求があった場合に説明を義務づけています。）

- ア 中高層建築物の敷地境界線からの水平距離が 50m以下の敷地にある建築物の所有者及び居住者
- イ 中高層建築物の建築により、テレビ電波受信障害が生じるおそれがある建築物の所有者及び居住者



商業地域又は工業地域の一部の建築物(中高層建築物のうち条例別表4の(1))
に関しては、近隣関係者等からの要求がない場合は説明の義務がありません。